

予防接種でインフルエンザを100%防ぐことはできませんが、重症化を防ぐ効果があります。予防接種の費用助成を利用して、今後の流行に備えましょう。

1 65歳以上の人 65歳以上季節性インフルエンザ予防接種助成

①助成内容

助成対象者	助成額	接種期間(助成対象期間)
65歳以上(60~64歳で、一定の障がいがある人を含む)	3,280円 (自己負担額は一律1,000円)	令和3年11月1日(月) ~令和4年1月31日(月)
生活保護受給者	全額	

②助成方法

「インフルエンザ受診券」を必ず委託医療機関に持参してください。

1000円で接種できます。※受診券は10月下旬に個人宛に送付します。

③注意事項

償還払いはできません。接種の際に、必ず「インフルエンザ受診券」を医療機関へ持参してください。受診券を紛失等した場合は、役場で再交付できますのでご連絡ください。

2 65歳未満の人 伯耆町任意予防接種費用助成

①助成内容

助成対象者	助成額(1回目)	助成額(2回目※)	助成対象期間
13歳未満	1,000円	1,000円	令和3年10月18日(月) ~令和4年1月31日(月)
13歳以上65歳未満	1,000円	—	
生活保護受給者	全額	—	

※2回目の助成対象者は、**13歳未満の小児**です(13歳の誕生日前に1回目を接種した場合は、2回目も助成対象です)。

②助成方法

「インフルエンザ予防接種助成券」を裏面記載の医療機関に持参し接種を受けると、接種費用から助成額を除いた額が医療機関から請求されます。助成券を持参しなかった場合や、助成対象以外の医療機関を利用した場合は「償還払い」により助成を受けてください。

※助成券は10月上旬に世帯主宛に送付します。

※再発行できませんので、なくさないようにご注意ください。

③償還払いによる助成

次の方は、接種費用を医療機関で全額支払った後、役場の窓口で申請すると、助成を受けることができます。

- ・助成券到着前にすでに接種費用を全額支払った方
- ・助成券を忘れて接種費用を全額支払った方
- ・指定の医療機関以外(町外医療機関)で接種し、接種費用を全額支払った方



(1) 申請場所 健康対策課、分庁総合窓口課

(2) 持参するもの

①領収書 ②接種済証・母子手帳など接種が確認できるもの*

③認印 ④口座が分かるもの(通帳等)

*①領収書に「インフルエンザ予防接種」と記載があれば②は不要

(3) 申請期限 **令和4年3月31日(木)** ※期限を過ぎると申請できませんのでご注意ください。

その他

- ・1歳未満の人は、接種を行っても十分な免疫をつけることは困難と考えられますが、希望すれば接種は可能です。



問い合わせ先 健康対策課 TEL 0859-68-5536